

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和4年第12回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年12月15日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時03分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	八尋 崇 教育指導課長	森 太一 学校運営部長
	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	蜂谷 勝己 私立保育園課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	森田 路子 教育相談課長	
書 記	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員	
欠 席 者	田巻 正義 教育政策課長 秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 森田 剛 学校支援課長 菊地 崇 子ども政策課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年12月15日

第12回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 1 2 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 6 9 号議案「損害賠償請求に関する和解の送付について」以上。

○教育長 第 6 9 号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、資料 3 ページをご覧ください。第 6 9 号議案「損害賠償請求に関する和解の送付について」の説明資料です。

平成 2 3 年度中の区立中学校の部活動に起因いたします後遺障害に関する損害賠償請求につきまして、相手方との合意に基づき、和解するために当議案を提出いたします。

相手方は区内在住者です。和解の概要は、和解金 1,000 万円の支払いほか、資料に記載のとおりです。

本件の経過概要です。

発端は、平成 2 4 年 2 月の部活動練習を契機に、腰痛を発症したことです。

翌年 4 月に保護者の方から当時の部活動の状況について区教育委員会に問合せがあり、これ以降 2 年半ほど断続的に問合せが続いておりましたが、平成 3 0 年 1 2 月に提訴されるに至りました。

そして、本年 1 1 月 2 8 日に裁判所提示の和解案

について、双方合意した次第です。

本日、教育委員会で議決を得られました場合には、令和 5 年第 1 回足立区議会定例会に関連議案を提出いたします。そして、区議会で議決を得られました場合には、今年度末に和解金の支払いを行いたいと考えております。

なお、和解金 1,000 万円につきましては、全額保険で補填される予定です。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 6 9 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 部活動中の事故ということですが、原因について簡単に教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 部活動練習中の事故ではありますが、特にこれがという決め手のようなものはございません。

当時、きつい練習が長時間行われていた事実がありますので、その部分に因るものではないかと考えております。

○近藤委員 顧問の先生は具体的にどのような指示を出していたのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 把握している範囲では、うさぎ跳びや長時間の走り込みです。これらの積み重ねに因るものだと、判断されたのではないかと考えております。

○近藤委員 客観的に見て、中学生の部活でここまでやるべきではないと思われるような内容はあったのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 委員ご指摘の点に関する過失の有無が争点になっておりました。

区としては、令和元年度に区の部活動のガイドラインを改訂しております。週に何日、何時間と決めており、これを守りながら部活動に取り組んでおります。

(事故)当時、長時間練習は一般的でしたが、その後ガイドラインを作って改善しております。

○近藤委員 私も中・高と剣道をやっておりました。野球部等まではいかないと思いますが、過度な練習をした経験があります。

先生方が過度な練習であるかを判断できるような環境および配慮はあったのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 事故当時の記録を確認すると、練習時間・内容において、過度な負担があったと思われま

す。ただし、あまりにも常識から逸脱している内容かという、そこまでとは言えません。

平成30年を境に、中学生の発達段階に合わせる形で練習時間・内容を改善しております。教員研修等による意識改善にも努めておりますので、現在は事故当時のような指導はありません。

事故当時の環境では、(教員による判断は)厳しかったのではないかと感じております。

○近藤委員 承知しました。ありがとうございました。

○教育長 ほかにありますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 今後についてですが、今回の事例を学校や部活動を担当している先生方に周知する必要があると思います。何か考えはあるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 部活に限らず体育の授業でも同じですが、「事故があってはいけない」というのは、今も昔も変わりません。

実技研修、部活動における武術の研修を通じて、安全に関する内容は伝えております。

今回の件について、いわゆる戒めのような形では周知してはおりませんが、校長会などの機会を通じて、当区以外の事例も出しながら、注意喚起をしていき

たいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはありますでしょうか。

ないようですので、これより第69号議案「損害賠償請求に関する和解の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにします。

—————◇—————

次に、日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第70号議案『足立区職員定数条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第70号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料5ページ、第70号議案説明資料をご覧ください。

組織・定数査定の結果、令和5年度の職員定数を変更する必要が生じたことから、条例改正議案を区議会に提出するに当たりまして、区長部局から教育委員会の意見を求められておりますので、これに対して異議なしとする議案です。

区全体の組織定数の変更につきましては、項番3の表に記載のとおり、50名の増になっております。そのうち、教育委員会事務局の職員につきましては、現行の780名から805名へと25名の増です。

教育指導部1名、学校運営部10名、子ども家庭部14名がそれぞれ増になっております。

各部の内容について概略を説明いたします。

資料9ページをお願いいたします。まず、教育指導部の概要です。

教育指導課の事務職員が、現在の19名から20名へと1名増になっております。これは、来年度、教科書採択の事務が生じることに伴う増員です。

次に、10ページの学校運営部の概要です。

学校施設管理課につきまして、組織の新設・廃止等を伴いながら、事務職員が現在の7名から15名へと8名増になっております。これは、学校運営部と施設営繕部との事務配分の見直しにより、学校施設管理課の事務量が増加することに伴う増員です。

また、学務課につきまして、通学区の担当係長を新たに設置することに伴い、事務職員が1名増になっております。それから、小児生活習慣病の予防強化のために保健師1名が増になっております。

次に、12ページの子ども家庭部とこども支援センターげんきの概要です。

まず、子ども政策課です。私立幼稚園関係の事務増に伴いまして、事務職員が19名から20名へと1名増になっております。

子ども施設指導・支援課は変更ございません。

子ども施設運営課につきましては、医療的ケア児受入園を2園増やすため、看護師が15名から17名へと2名増になっております。

兼務ポストの就学前教育推進担当副参事は廃止になりました。

私立保育園課は変更ございません。

子ども施設入園課につきましては、システム標準化担当係長を新たに設置することに伴い、事務職員が2名増になっております。全庁的なシステム標準化の中で、この課が所掌しております入園システムの標準化のために増員するものです。

次の青少年課は変更ございません。

次に、こども支援センターげんきの支援管理課です。こちらにつきましては、組織再編を行いながら、増加する事務量見合いということで、事務職員が10名から11名へと1名増になっております。また、

支援児対応の増に伴い、心理職が3名から4名へと1名増になっております。

14ページにお進みください。教育相談課は変更ございません。

こども家庭支援課は、虐待対応の事務量の見合いで、事務職を1名増、福祉職を4名増、心理職・保健師をそれぞれ1名増の合計7名増です。

15ページの生涯学習振興公社につきましては、変更ございません。

私からの説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第70号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員の発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第70号議案『足立区職員定数条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育指導課長につきましては、他の公務がございますので、大変申し訳ありませんが退席させていただきます。

—————◇—————

次の日程第3、第71号議案から、日程第4、第72号議案では、私が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の除斥規定に係るため、退席させていただきます。

これに伴い本案以降の議事進行については、教育

長職務代理である近藤委員にお願いいたします。

(教育長退席)

○教育長職務代理者 次に、日程第3を議題といたします。

○教育政策担当係長 日程第3、第71号議案『足立区長等の給料の特例に関する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理者 第71号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

○教育指導部長 それでは、資料20ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

花畑川環境整備及び北綾瀬駅前交通広場整備に関しましては、当初予定しておりました事業経費から大幅に増額となる事態を招き、区行政に対する区民の皆様の信頼を大きく損なう事態となりました。

特別職である区長、副区長、教育長がこのことに対する責任と区民への陳謝の意を表し、また自ら厳しい姿勢を示すために給与減額を行う、こうした議案を区議会へ提出するに当たりまして、区長部局から教育委員会の意見を求められておりますので、これに対して異議はないものとする提案をいたします。

なお、区長は20%の給与減額2カ月、両副区長は10%の給与減額2カ月となっております。教育長につきましては、花畑川環境整備その1工事について、当時の担当部長であったことによる給与減額であり、10%の給与減額1カ月となっております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第71号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。ないようですので、これより第71号議案『足立区長等の給料の特例に関する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いた

します。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

—————◇—————

次に、日程第4を議題といたします。

○教育政策担当係長 日程第4、第72号議案『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理者 第72号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

○教育指導部長 それでは、資料25ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

足立区長等の給料等に関する条例の一部改正の議案を足立区議会へ提出するに当たりまして、区長部局から教育委員会の意見を求められておりますので、これに対して異議はないものとする提案をいたします。

内容ですが、先だって足立区特別職議員等報酬審議会が開催されました。これは区長をはじめ副区長、教育長の給与の妥当性を審議する審議会ですが、こちらの審議会において期末手当の支給月を改定する方針が出ましたので、これに基づき条例改正をするものです。

これまで、期末手当の支給月は、6月、12月、3月の年度内3回でしたが、来年度から3月の期末手当は廃止となります。この分を6月と12月に半分ずつ配分するという内容です。したがって、年間の支給合計は変わりませんが、支給回数が増えるものになります。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、
これより本案の審議に入ります。

第72号議案について、ご意見、ご質問がありまし
たら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はご
ざいませんか。

早川委員。

○早川委員 複数の部において不祥事等が重なった場
合はどのようになるのでしょうか。減額10%が長
引いたりするのでしょうか。

○教育長職務代理者 教育指導部長。

○教育指導部長 委員のご質問は、この前の議案に関
するものだと思いますが、給与減額の判断は個別に
行われておりますので、期間が自動的に延長される
ようなことはありません。その時々々の状況を総合的
に判断して、決断に至っているものと考えておりま
す。

○教育長職務代理者 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、これより第72号議案
『『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正
する条例』に関する教育委員会の意見について』を採
決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本
案は原案のとおり異議なしとして決することにいた
します。

本案の審議が終わりましたので、大山教育長にご
着席いただきます。また、これ以降の議事進行を大山
教育長にお願いします。

(教育長着席)

○教育長 次に、日程第5、「教育長報告」を議題とい

たします。

今回の報告では、足立区議会第4回定例会での主
な質疑について報告させていただきます。

お手元の資料に基づきまして、報告させていただきます。

まず、自民党の新井議員からのご質問です。

育英資金に関するご質問です。今回、貸付型から給
付型へ変更となることに関して、「主な特徴・効果」
「どうしてこのような奨学金にしたのか」を聞かれ
ております。

それから、奨学金の返済支援についても見直しを
図っておりますので、「どのような内容なのか」「周
知・PR、相談体制についてはどうするのか」を聞か
れております。

答弁内容です。

『私からは、育英資金制度の見直しについてお答
えいたします。

まず、新たな育英資金制度の主な特徴・効果につい
てですが、このたび、区はこれまでの貸付型奨学金を
廃止し、給付型奨学金の新設に舵を切りました。

給付額に上限はあるものの、入学金をはじめ、4年
間の授業料、施設整備の全額を対象とするという全
国でも例を見ない足立区独自の取組が大きな特徴で
す。

このことにより、返済不要・連帯保証人不要となる
だけでなく、これまで諦めがちであった高額な学費
を要する医学系大学への進学も可能となります。

次に、手厚い奨学金制度を打ち出した理由につい
てですが、現在の貸付型奨学金について、年々利用者
が減少してきており、制度の抜本的な見直しが必要
であると判断したことが大きな理由です。

見直しに当たり実施した、利用者アンケート調査
では、返済ができるかどうか不安、アルバイトが大変
で勉強に集中できないという声が多くあることに加
え、奨学金を二重三重に借りている実態も見られま
した。

こうした現状を踏まえ、成績が優秀であっても、経
済的に進学を諦めざるを得ない学生を全面的に支援

し、学部を問わず学生が夢を諦めることなく、目標に向かって学べる機会をつくるため、手厚い奨学金制度の開始となりました。

次に、奨学金返済支援助成制度の見直しですが、現在、国の進学奨学金との併用はできず、対象世帯は中間所得層のみとなっています。今回の見直しでは、幅広い支援ができるよう国の給付金との併用を可能とし、対象世帯も低所得層まで拡大いたします。

最後に、育英資金に関する周知・PRの方法や相談体制につきましては、奨学金制度に特化したホームページの新設や、現行の高等学校向け説明会や個別相談会を拡充いたします。

また、新たに足立成和信用金庫と連携した相談窓口の設置など、それぞれのご家庭に合わせた学資プランをご提案できるように相談体制を強化して取り組んで参ります。』

次に、公明党の大竹議員からのご質問です。

まず、教科指導専門員に関して、「活用の意義や好事例の共有を図るべき」「より効果的に推進していくべき」とのご質問です。

次に、AIドリルに関して、「学校間で使用頻度に差があることについて情報共有を図るなどして差が出ないように進めていくべき」「小学校の低学年利用については効果検証を実施して丁寧に検討を進めていくべき」とのご質問です。

次に、英語教育の改善に関して、「当区の英語教育実施状況調査の結果はどうだったのか。その調査結果を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか」とのご質問です。

次に、受験を希望する生徒の後押しとして、英検の受験料補助の制度を作るべきと思うがどうかのご質問です。

答弁内容です。

『私からは、学力向上施策についてのご質問のうち、まず教科指導専門員の効果的な活用の推進についてお答えいたします。教科指導専門員による巡回指導は、教員の実情に合わせて様々な形で実践しておりますが、専門員の活用方法について、教員に十分

理解されず、効果的な指導につながらないケースもございます。

そこで、まずは校長会を通じ、制度の趣旨や活用方法について改めて教員への周知を図りますとともに、教員との関係づくりも含めた教科指導専門員の資質向上にも努めて参ります。

また、指導における成功事例は、教科指導専門員連絡会を通じて横展開を図るなど、教科指導専門員制度をさらに効果的に推進してまいります。

次に、AIドリルの使用に関して差が出ないように進めるべきとのご質問ですが、直近の活用状況を調べましたところ、実際に学校・学年間等で差が生じていることを確認いたしました。ICTが得意でない教員でも、AIドリルを活用できるよう研修を実施して教員の理解を深めますとともに、好事例をまとめた活用事例集の作成や課題の見られる学校へのサポートスタッフ派遣などを通じ、各校の差が生じないように努めて参ります。

また、小学校低学年のAIドリル利用につきましては、活用しているときの子どもたちの様子や学習履歴などを事前に見取りながら、導入に向けた検討を丁寧に進めて参ります。

私からは、学力向上施策に関するご質問のうち、英語教育についてお答えいたします。

まず、令和3年度英語教育実施状況調査の結果ですが、CEFR・A1レベルで英検3級相当以上の中学3年生の割合について、国の目標は50%ですが、当区は34.3%でした。このため生徒の英語力をさらに引き上げる必要があることは、当然のことながら、英検3級を持たないままでもCEFR・A1レベル相当以上の英語力を有する生徒の能力を教員が適切に評価できていないこと、さらには、英検にチャレンジする生徒が少ないことも要因であると分析しています。

今後の取組といたしましては、中学2年生を対象とした英語4技能調査の結果に基づいて、授業改善を徹底し、生徒の英語4技能をバランス良く育成していくとともに、生徒の英語力を教員が適切に評価

できるよう研修会等を通じて指導して参ります。

なお、英検受験料の補助につきましては、生徒の英語学習に向かう意欲の喚起に有効だと考えられますので、新年度からの導入に向けて前向きに検討して参ります。』

次に、共産党の山中議員からのご質問です。

英語のスピーキングテストに関するご質問で、まず、「(試験会場について) 生徒たちは突如、一回も行ったことのない場所に行かなくてはならない。ひどいと思わないのか」とのご質問です。

次に、「こんな不正常的な入試例は過去にも例がないと思うがどうか」「スピーキングテストの点数を、筆記テストの結果で反映することは、そもそも道理が通じないと思うがどう考えるか」とのご質問です。

次に、「英語スピーキングテストの結果を受験に活用させないよう、東京都に大至急求めるべきではないか」とのご質問です。

「スピーキングテストの点数を、筆記テストの結果で反映する」というのは、当日試験を受けられなかったお子さんのスピーキングテストの点数を、筆記テスト結果から推定することであり、これについてどう思うかと問われているものです。

答弁内容です。

『次に、英語スピーキングテストに関するご質問のうち、受験会場の指定についてですが、全ての受験生が在籍校から60分以内を目安に到達できる高校を指定していると、東京都教育委員会から説明を受けています。近過ぎたり、遠過ぎたりすることで、受験生の中に不公平が生じないための配慮と受け止めています。』

また、移動手段は公共交通の利用に限っている点につきましても、移動中の事故防止や公平性を考慮してのことと受け止めておりますので、ひどいという認識はございません。

次に、未受験者の扱い、スピーキングテストの点数を筆記テストの結果から推定することなどにつきまして、過去にこうした例があったかどうかは分かりかねますが、都立高校の入学者をどのような方法、ど

のような基準で選抜するかは東京都教育委員会の固有の業務であると考えており、東京都教育委員会が道理のある方法と判断したものと受け止めています。

なお、スピーキングテストの結果を受験に活用させないよう、東京都に大至急求めるべきとのご質問ですが、さきにご答弁しましたとおり東京都の固有業務ですので、中止を求める考えはございません。しかし、この時点に至ってもなお疑念の声が挙がっていることを重く受け止め、私から東京都教育委員会に改めて善処を申し入れて参ります。』

次に、立憲民主党の銀川議員からのご質問です。ヤングケアラーの支援に関するご質問で、まず、「練馬区のように、ヤングケアラーに特化した調査をすべきと考えるがどうか」「実態もわからないまま、区はどのような支援や対策を行っていかうと考えているのか」とのご質問です。

次に、「早期発見、早期把握のために足立区は具体的に何をしていくのか」とのご質問です。

答弁内容です。

『私からは、ヤングケアラーに関するご質問のうち、練馬区のように、ヤングケアラーに特化した調査をすべきとのご質問と実態もわからないまま、区はどのような支援や対策を行っていくのかについて、一括してお答えいたします。』

足立区では、令和3年度にこども家庭支援課で継続支援している児童に対し、ヤングケアラーに該当するか否かの調査を行ったほか、本年10月に開始した「子どもの健康・生活実態調査」や、12月より実施予定の「足立区障がい福祉関連計画策定アンケート調査」において、ヤングケアラーに関する項目を設けて調査を行っております。これらの調査結果をヤングケアラー支援に役立てるほか、通学困難や福祉につながっていない緊急度の高い家庭に対して、アウトリーチを行う養育支援訪問事業を実施して参ります。

次に、早期発見、早期把握のために足立区は具体的に何をしていくのかについてですが、区としては、ヤングケアラーではないかという気づきのきっかけと

なる事例集の作成を検討しており、学校をはじめとした要保護児童対策地域協議会の関係機関へ周知し、ヤングケアラーの認識が深まるよう普及啓発に努めて参ります。』

次に、議会改革の土屋議員からのご質問です。

子育てと仕事を両立できる保育の拡充に関するご質問で、まず、「年度途中の保育ニーズに対応できるよう対策を講じてほしいがどうか」とのご質問です。

次に、「一時保育に特化した施設は区内にあるか。ニーズを踏まえ、体制を構築してほしいと強く求める。区の見解はどうか」とのご質問です。

答弁内容です。

『次に、年度途中の保育ニーズへの当面の二つの対応策についてお答えいたします。

まず、1つ目の対策ですが、年度途中であっても定員変更が可能な小規模保育、家庭的保育の事業者に対し、地域の保育需要の情報提供を積極的に行い、年度途中に不足している年齢への定員変更を促して参ります。

2つ目の対策は、東京都の待機児童対策であるベビーシッター利用支援事業の活用です。新たな預け先の選択肢の一つになるよう努めて参ります。

なお、ゼロ歳児保育に必要な保育士の人件費支援策につきましては、足立区では、年度途中からではなく、年度当初からも必要な保育士を確保することができるように、区独自で「空き」のある認可保育所、小規模保育等への人件費の補助を実施しております。

次に、一時保育に特化した施設についてのご質問についてお答えします。

現在区内には専用室を設けて一時保育を実施している私立保育園が7園ございます。

しかし、ここ数年の利用実績を見ますと、利用者が少ない状況が続いているため、今後は利用促進につながるよう周知に努めて参ります。

また、区立保育園においても、今後、施設の更新を行う際に、必要に応じて、専用室を新たに設置する等、一時保育の導入を検討して参ります。』

次に、自民党の古性議員からのご質問です。

バスでの放置死対策に関するご質問で、「足立区には保育園、幼稚園等で園児バスが何台あり、どのように対応しようとしているのか伺う」とのご質問です。

答弁内容です。

『園児バスの台数につきましては、私立保育園と東京都認証保育所がそれぞれ1園1台、幼稚園が42園95台の合計97台となっております。

次に、バス放置死事故への対応についてですが、園児バスを所有している保育園及び幼稚園に対し、実地調査を実施し、各施設とも事故を未然に防ぐ取組として、管理マニュアル等を作成していることを確認しています。また、安全装置につきましては、区独自の設置支援の検討に当たり、私立幼稚園協会にご意見をお伺いしたところ、国の基準策定前に設置を進めると、基準不適合となった場合、再度設置が必要になるなど、現場の混乱が懸念されることから、国基準策定後に支援をお願いしたいとのご意見がありました。そこで、国基準が示された際には、速やかに補助制度を新設し、園の負担軽減を図りつつ、安全対策に必要な支援を行って参ります。

次に、自民党のただ議員からのご質問です。

新型コロナウイルス感染防止対策に関するご質問で、まず、「足立区におけるマスクの着用ルールについての見解を伺う」とのご質問です。

次に、「数年にわたり行われてきたマスクの着用や黙食の実施などから、区教育委員会としてはどのような影響があったと考えているか」とのご質問です。

次に、「子ども達の感染防止対策とマスクの着用について、今後どのように対応していくのか」とのご質問です。

次に、「区教育委員会の方針を保護者にきちんとお伝えし、理解を得ていく事が重要だと考えるが、見解を伺う。また、区が進める対策に準じたくないと考え保護者に対しては、各施設や園、学校等の対応が現場任せになってはいないか。どのように対応するべきかを改めて現場にも周知するべきだと考えるがいかがか」とのご質問です。

答弁内容です。

『私からは、学校や就学前施設での感染対策について、お答えいたします。

初めに、足立区におけるマスクの着用ルールについての見解ですが、「足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン」には、国や都のマニュアルに基づき「感染拡大防止のため、学校生活においては屋内外共に2メートル以上の身体的距離が取れないときはマスクの着用を基本とする」と定めております。一方「足立区就学前教育・保育施設版 感染症予防マニュアル」では、国からの通知に則り「2歳未満の子どもは着用させない、2歳以上の子どもについては、着用を一律に求めない」としております。

学校や就学前施設において、これらのマニュアルに沿った運用をし、適切な感染対策を講じているものと考えております。

次に、マスク着用や黙食の影響について、表情がよく分からないためコミュニケーションが取りづらくなった、声が聞き取りにくくなったという意見が届いております。

その上で、感染対策とマスクの着用について、今後の対応ですが、11月29日には文部科学省が、国の基本的対処方針の変更に伴い、「学校で必ず黙食とすることを求めている」「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、会話を行うことも可能」と改めて発表しておりますが、同時に「感染状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた取り組みの検討を」とも通知しております。

現在区では、新型コロナウイルス感染症に加え、季節性インフルエンザも感染拡大の傾向にあります。

11月21日から27日の一週間で、学級閉鎖や学年閉鎖が小中合わせて13校発生している現状を踏まえると、現段階ではマスク着用や黙食などの感染予防対策の完全緩和は困難と考えております。

今後の感染予防対策につきましては、区内の感染状況を見ながら、適切に判断して参ります。』

このときは、このように答弁したのですが、この後に東京都のマニュアルが変更となり、緩和することとなりました。「黙食」の文言が消えてしまったため、

答弁内容から取り扱いを変更しております。

『次に、区教育委員会の方針を保護者に伝え、理解を得ていくことが重要だのご意見ですが、区としてもそのように考えております。そのため、学校や就学前施設で運用に関するガイドライン等を区のホームページに公開したり、必要に応じて保護者へメール配信をしたり、周知を図っております。

次に、区が進める対策に準じたくない保護者への対応ですが、身体的または心理的な理由によりマスク着用が難しい場合は、個々の児童生徒の事情に応じた配慮を行うよう、ガイドラインに明記しています。その一方で、マスクを外して良い場面でも、様々な理由からマスク着用を望む子どもも一定数いることを認識しております。

どちらの子どもに対してもいじめや差別につながるよう配慮することや、学校ではマスクを着用することも外すことも強制することのないように指導するよう、校長会を通じて周知徹底を図っております。個別の対応を要する子どもへの指導や対応については、現場任せにせず、必要に応じて学校に助言や指導を行っています。

今後も活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク着用を子どもたちに指導して参ります。』

最後に、無党派のへんみ議員からのご質問です。

小学生のランドセルが重すぎる問題に関するご質問で、まず、「どのような対策をしてきたのか。また、対策の効果をどのように認識しているのか。子どもたちがどれほどの荷物を抱えて通学しているのか、詳細な調査をして実態把握をすべきだが見解を問う」とのご質問です。

次に、「ランドセル以外での通学を推進する取り組みを行ってはどうか問う」とのご質問です。

次に、「区内ではどの程度『置き勉』が進んでいるのか、現状と今後の方針を問う」とのご質問です。

次に、「中学生についても通学時の負担軽減策を講じるべきだが、現状と今後の改善策を問う」とのご質問です。

答弁内容です。

『私からは、通学時の荷物の重さに関するご質問のうち、まず、ランドセル症候群を防ぐための対策とその効果についてお答えいたします。

家庭学習に必要な教科書等を学校に置いていく、いわゆる「置き勉」に関して、平成30年度から毎年学校に通知を出しており、学校でもロッカーに教科書を置くスペースを作るなど、一定の前進もありますが、未だ全教員に置き勉が徹底されておらず、重い荷物を持って登校している子どもの姿も見られ、まだ道半ばと考えております。

なお、詳細な実態把握につきましては既に行っており、ランドセルが約1kgから2.5kg、教科書等の荷物が平均で約4.7kgであり、合計で約5.7kgから7.2kgのランドセルを背負って登校していることを把握し、学校とも共有しております。

次に、ランドセルではなく軽いかばんでも通学が可能であることのさらなる周知、ランドセル以外での通学の推進に関しましては、今後進めていきたいと考えており、教員や児童、保護者、地域向けの周知方法について検討しているところでございます。夏休みや冬休みに入る前の絵具セットや習字セットなど携行品の見直しと合わせ、より効果的な形で進められるよう検討して参ります。

次に、区内の「置き勉」の進み具合ですが、先ほどもご答弁しましたとおり、教育委員会からの指導が学校現場に十分徹底されておらず、また、全ての教科書をかばんに詰めたまま通っている児童も一定数いるなど、道半ばであるとの認識です。今後は、ランドセル以外のかばんでも通学可能であることの周知や長期休業前の持ち帰り品の見直しなどとセットで置き勉指導を継続するとともに、これまで行えておりませんでした各校の置き勉実施状況の定期的なチェックも実施し、子どもの負担軽減を重層的に進めていきたいと考えております。

また、中学生につきましては、実技教科の教科書の「置き勉」を実施しておりますが、日々の課題への取組や進学に向けての学習等の観点から、教科書の持ち帰りが多くなる傾向にあります。中学生の負担軽

減に配慮するよう、改めて校長会に指導いたしますとともに、ICTの活用など、負担軽減策について検討して参ります。』

様々な質問がありましたが、その一部を抜粋して報告いたしました。

報告は以上です。

次に、報告事項2に入ります。

報告事項の質疑につきましては、全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは、(1)について飯塚学務課長、お願いいたします。

学務課長。

○学務課長 件名、所管部課名は記載のとおりです。

先ほど議会報告の中でも言及がありましたが、都立学校ガイドラインが12月6日付で改訂となりました。

改訂前は、項番1(1)のとおり、「黙食を徹底するよう指導する。」との記載があり、当区もこれにならってきたところです。

項番1(2)の「改訂後」では、「児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。」との表現に変わっております。

これを受けて、「区の今後の方針」は、12月9日の第115回新型コロナ対策本部決定により、記載のとおり変更いたしました。

項番2(1)の「変更点」ですが、①に記載のとおり、「基本的に児童・生徒等の間で会話を行うことも可能とする。ただし、学校の感染状況に応じて、以下の区基準に基づき黙食を一定期間実施することとする。」として、区独自の判断基準(項番2(2))を示しております。

項番2(2)の①から③の場合には、原則5日間は前向き・黙食を徹底いたします。なお、新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等の感染が拡大している場合でも学校長判断で黙食の実施を可能としております。

(学校には)12月12日から取り扱い開始の通

知をしております。

学校側も非常に戸惑っていると思いますので、質問についてはFAQにより対応したいと考えております。

私からの説明は以上です。

○教育長 次に、(2)から(4)について、蜂谷私立保育園課長。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 29ページをご覧ください。まず、「令和4年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について」です。

例年4月1日現在の待機児童を集計しておりますが、今回、年度途中の待機児童を集計するために10月1日付で集計を取りました。

集計結果ですが、項番1に記載のとおり、41名の待機児が判明いたしました。

項番2の表は年齢別の待機児の人数ですが、0歳児から2歳、主に0歳児が35名と大半を占めております。

次に、項番3の表をご覧ください。地域別に待機児の状況を示したものです。全区域満遍なく点在しており、地域の偏りはありません。

項番6に今後の対策案を(1)から(3)まで示しております。詳細は、来年1月に改定予定のアクションプランに記載しておりますので、その際にご報告をさせていただきます。

次ページ以降は、詳細資料ですので、お目通しをいただければと思います。

34ページをご覧ください。次に、「社会福祉法人朝陽会(旧南流山福祉会)の状況について」です。

こちらは、日ノ出町保育園を運営している社会福祉法人ですが、会計面に大きな問題があるため、現状を報告いたします。

項番1(1)「副園長職の廃止」ですが、このたび園長とともに就任した副園長が異動となり、副園長職が廃止となりました。

保育の状況については、区でも確認しておりますが、現状取り立てて大きな混乱はありません。

項番2は、11月30日に東京都と合同で実施した指導検査の報告です。指導検査結果につきましては、後日報告いたします。

項番3番は利用定員の変更についてです。これまで区内最大の195名定員でしたが、空きが多くなっている現状を踏まえ、実態に見合う形で169名定員へと変更する報告です。

次ページ以降は、これまでの経過・経緯の説明ですので、ご確認くださいと思います。

37ページをご覧ください。次は、昨年度末の保育士の大量退職により休止状態にあるいづみ保育園の状況報告です。

まず、項番1の再開希望時期等ですが、園より、再開時期と認可定員について、表に記載の内容へ変更したいとの申し出がありました。

次に、項番2の再開に係る書類の提出です。書類の提出は多岐にわたります。2カ月前には区から都へ提出する必要があるため、園に対しては12月23日までに必要書類を(区へ)提出するように求めております。

雑駁でございますが、説明は以上です。

○教育長 次に(5)について森田教育相談課長、お願いいたします。

教育相談課長。

○教育指導部長 41ページをご覧ください。

件名及び所管部課名は記載のとおりです。

旧千寿第五小学校跡地に令和6年4月開校予定の不登校特例校は、避難所機能を有する文教施設として、足立区でも区の不登校施策の一翼を担う重要な協力機関と位置づけておりますので、学校を運営する三幸学園と足立区の連携の方向性及び通学生徒等に対する支援について報告いたします。

まず、項番1ですが、当施設は複合施設となっております。(1)から(3)の3つの機能を有しております。

次に、項番2の「不登校対策における連携方針案」ですが、概要として3つの柱を考えております。

一つ目は、フリースクールや大学の運営により蓄積された多様な民間のノウハウを区に活かす相互交

流等です。

二つ目は、不登校児童・生徒に特化したICTの活用による学習支援方法の共有等です。

三つ目は、三幸学園の通信制高校や専門学校との連携により、不登校生徒の職業体験活動や若年者の学び直し支援等です。

詳細につきましては、別添資料を参照いただければと思います。

次に、42ページ項番3の「通学生徒への支援」です。足立区独自の授業料の一部助成の検討に加えて、三幸学園においても、足立区在住生徒への支援制度を検討中です。

次に、項番4の「学校法人への支援」です。足立区学校法人の助成に関する条例第2条に基づき、3億円を上限とし、学校校舎建設に要した費用の一部助成を検討しております。

最後に「今後の方針」ですが、不登校特例校との具体的な連携内容については、令和5年度に改めて報告いたします。

説明は以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。これらの点につきまして、各委員からご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

小関委員。

○小関委員 保育園に関する質問です。

(ニュースでは)保育士不足、児童虐待の報道がされていますが、当区の実態はどうでしょうか。また、区では保育園の虐待に関して、どの程度情報を把握できているのでしょうか。

今回の案件とは関連していない部分もあると思いますが、教えてください。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 裾野市の報道を受けまして、区民の声や現場の保育士さんからの声として、複数件の情報が寄せられています。

現在、寄せられた情報について、園へ個別のヒアリング等を実施しているところです。

また、国からも今回の状況を受けて調査を実施す

るとの通知が来ております。

したがって、その辺りが確認できましたら、教育委員会でも報告いたします。

いずれの場合も、「保育士がお互いに注意できない」「上司に相談してもなかなか改善がされない」といった風通しの悪さが課題として見えております。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 小関委員と同様、保育園に関する質問です。

医療現場でも同様のことが言えるのですが、職場内で互いを注意できる環境が整っていないように感じました。

また、個人的な考えになりますが、保育現場のみを経験して園長へ昇任する仕組みにも課題があると思います。区役所等での組織経験を積んで園長になっているケースでは、比較的指導力があると感じます。

職种的にリーダーシップ研修等の機会も少ないと思います。リーダーを育成するシステム・仕組みが必要ではないでしょうか。

○教育長 私立保育園課長。

○私立保育園課長 区でも研修メニューを用意して参加を促しております。当課におきましては、各事業者の中で、株式会社の同じ系列の園長を集めた独自の研修等も行っております。

委員ご指摘のとおり、現場の保育士の経験だけで管理職になった者が、現場をうまくコントロールできるかといった課題もあります。

実際にいろいろな問題が起きている園の状況を見ると、そういったところが散見されます。今後の課題として、その辺についてどのように取り組んでいくかを検討したいと思っております。

○早川委員 講義を聞くだけの研修はあまり身になりません。なり切つてやるロールプレイングが良いのではないのでしょうか。

私も最初は、「こんなのをやるのか。」と思いましたが、意外と身につきました。周囲と協力しながら実際に体験することが重要であると感じました。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 これまでも人権をはじめとした各種研修を実施してきましたが、今回の事案を受けまして、不足・改善の必要を感じております。委員ご指摘のような研修についても検討したいと思います。ありがとうございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 大学等では、知識を身につけたうえで、実習を実施していると思いますが、補うべき点はあるでしょうか。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 本来は実習の中で現場を体験しますが、ここ数年はコロナ禍により現場に入ることが難しかったようです。

(実習は) 学びには繋がるとは思いますが、(実習を通じて) 多様な年齢、多様な職種の中での行動を身につけることは困難だと考えております。したがって、その辺りを補う必要があると感じております。

○近藤委員 保育士として子どもたちと向き合うだけであれば良いのかもしれませんが、保育所等の組織の中で方針を立て運営していくには不足する部分があるということですね。

承知しました。大変参考になりました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、報告事項を終了とさせていただきます。

その他でございますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第12回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時3分閉会